

「インドネシア：

一次産品輸出時の輸出信用状使用義務化につき内容を変更」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

本レポートは、2009年1月21日発行のAREA Report 192「インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状使用を義務化」の続報です。実施日と対象品目が変更されており、まず、4月1日から鉱業品、スズ、パーム油を対象に実施される予定になりました。

『これまでの発表』

インドネシア政府は1月5日付で、「一部の一次産品輸出時に、輸出信用状(L/C)の使用を義務付ける」商業相令(01/M-Dag/PER/1/2009)を発布した。2ヵ月後の3月5日実施を予定し、実施細則が出る予定であった。当初、規制の適用対象となる輸出品目は「コーヒー、パーム油(CPO)、カカオ、鉄鉱、マンガン鉱、銅鉱、ニッケル鉱、アルミニウム鉱、鉛鉱、ニオブウム鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱、ジルコニウム鉱、石炭、ゴム、スズ」で、一部については、加工した製品も対象となる。

実施後には、輸出者は「特定の品目の輸出にはL/Cを使用すること」、「輸出代金をインドネシア国内の為替取扱銀行を通じて受取ること」と「輸出申告書(PEB = Pemberitahuan Ekspor Barang)に、輸出信用状(L/C)の番号を記載すること」が義務化されるとされていた。

『今回の変更』

当初の実施予定日の3月5日、インドネシア政府商業省はプレスリリースを出し、本件の実施を延期することを発表した。変更点と今回明確にされた実施項目は、以下の通り。

1. 実施日を当初予定の3月5日から4月1日に延期。4月1日実施時点での対象品目は、当初予定から減らして、鉱業品、スズ、パーム油の3品目にする。対象は輸出額1百万米ドル以上の輸出者(※1)。
2. 8月31日までにゴム、ココア、コーヒーの3品目を対象とした実施について再検討する。
3. 報告義務の開始は4月1日からであり、本法令により規定されている商品を扱う全輸出者は、使用される支払方法(L/C、もしくは他の支払手段)、その番号、ドキュメントの日付を輸出申告書(PEB)に記載する義務がある。規定されている商品を扱う輸出者はまた、毎月、商業省に対し、支払方法、輸出代金を受取る国内外為取扱銀行の名前、輸出者の口座番号を含む輸出実績を報告する義務がある。

※1：輸出額1百万米ドルが、1度の輸出額かどうかについてはプレスリリースでは明確には記載されていない。

※2：商業省プレスリリースのインドネシア語原文は、以下のサイトで参照可能。

http://www.depdag.go.id/index.php?option=siaran_pers&task=detil&id=3135

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村 広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・ 実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。